

各位殿

2016年3月17日
愛知県労働組合総連合
議長 樽松 佐一

ひごろ市民の人権擁護のためご奮闘いただいている皆様に敬意を表します。
さて、突然ではありますが、愛労連は昨日、日本弁護士連合会に対し人権救済の申し立てを行いました。

詳しくは申立書の経過説明にあります。法務省は当初、実習生が失踪する原因となった受入機関の不正を調査しませんでした。8月の在留期限では一ヶ月の帰国準備の短期ビザしか発行せず、9月にも補佐官は「失踪したものは帰国させる。書類偽造は母国で民事裁判をおこせばいい」とビザの延長をしようとしませんでした。その後国会議員を介して、新たな受入先を確保できれば在留資格を認めるという回答を得、今年2月にすべて必要な書類を提出しました。また遅くとも昨年末までには受入機関の不正が処分されていました。

ところが法務省は失踪の正当な理由となる受入機関の処分について当該実習生に伝えず、逆に在留申請の許可を先延ばしにしてきました。当方からの問い合わせに上記の補佐官は「他の案件と同様に所定の審査の上で処分するというほかありません。特例期間(元々の在留期間の満了から2月)内には結果を出すこととなります」と回答しましたが、当日になって「さらに審査期間を延長する」としました。今頃になって「昨年1月に失踪してから6月に出頭するまでの行動をさらに調査する必要がある」との理由です。法務省は逃げた実習生の強制帰国の理由をつくるために許可申請期間を延長しているとしか思えません。いわば別件逮捕ならぬ別件調査です。

外国人技能実習制度は米国人権人身売買報告書においても、「人権侵害の温床となっている」と指摘されており、法務省の「帰国ありき」の対応はこれを助長するものです。

出頭からすでに9ヶ月がたっており、このような不法行政は重大な人権侵害です。
貴職の賛同をお願いします。

賛同書

愛知県労働組合が外国人実習生の在留許可申請に関わって提出した「人権救済の申し立て(3月16日)」に賛同します。

(氏名・肩書き) _____

(連絡先) _____

TEL _____ Email _____ @ _____

送り先 Fax052-871-5618(愛労連) Email kurematsu@airoren.gr.jp

日本弁護士連合会会長殿

人権救済の申し立て

申し立て年月日

2016年3月16日

〔申立人〕

氏名 愛知県労働組合総連合 議長 樽松佐一

生年月日 昭和31年2月5日(60歳)

住所 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F

TEL 052(871)5433 職業 団体職員

〔相手方〕

氏名 法務省入国管理局入国在留課長丸山秀治

住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

TEL 03(3580)4111(内線2755)

(申し立ての趣旨)

2015年6月20日(土)に宮城県気仙沼から逃げたベトナム人実習生が愛労連へ相談にきた。実習生は母国の工場労働者で「溶接」の職種で2014年8月に広島から入国したが、実際に派遣された先は鳥取県の建設業で、同年11月には宮城県の工事現場の土木作業員として働かされた。実習生は母国で試験を受けた職種と違うことを受入機関及び大使館に訴えたが、逆に帰国させられるおそれが出てきたため2015年1月に宿舎を逃げ出したという。愛労連は名古屋入管に連絡のうえ6月25日に通訳の留学生をつれて入管で調査を受けさせた。

その後の調査で受入機関による書類の偽造が明らかになり、また実際の監理は別のブローカー企業に行わせていたことも明らかになった。遅くとも昨年末までにはこの事件に関わった2つの受入機関と1企業が失踪の直接原因である「指導体制の不備」で処分を受けている。実習生の失踪には入管法で在留資格を取り消さない「正当な理由」が明らかになった。

当該実習生について法務省入国在留課長は昨年9月の国会議員へのレク席上で「職種・経歴の偽装、実習先の変更について書面での交付がないことを本人からも聞いた上で確認ができれば技能実習中断の正当な理由となる。その場合には1号の期間延長か、再度1年目から実習とする事ができる。」と答弁した。

当方は本来受入機関が行うべき受け入れ先確保に奔走し、今年2月1日新たな受入機関での在留資格の許可申請を行った。名古屋入管は提出書類に不備がないとしている。ところが法務省は失踪原因となった受入機関の不正処分を当該実習生に知らせることもなく、在留期限の切れる3月16日になって、「さらに審査期間を延長する」と言ってきた。その理由は「昨年1月に失踪してから6月に出頭するまでの行動をさらに調査する必要がある」とのことである。

法務省在留課の長尾補佐は当初から不法就労していたと決めつけ「失踪したものは帰国させる。書類偽造は母国で民事裁判をおこせばいい」と言っていた。これでは失踪の「正当な理由」すら明らかにすることができない。不正にあった実習生は出頭もできず逃げ続けるしかなくなる。

すでに出頭してから9月間もたっており、この間は友人達の支援や米子労基署の協力で不払い賃金を取り戻すなどしてきたがそれにも限界がある。今回の引き延ばしは強制帰国の理由を作るためとしかいいようがない。

法務省の対応は外国人実習生の人権を著しく侵害するものであり、貴職に対し救済を申し立てるものである。

(申し立ての理由)

①経過

2015年6月20日にベトナム人実習生 NGUYEN CHI THANH さんが愛労連に相談にきた。相談の内容は母国で説明を受けた職種(溶接)と違う仕事をさせられており、母国では工場内で溶接の仕事であったが、こちらでは建設業の鉄筋作業になっているというものであった。受入組合は広島県福山市、実習企業は鳥取県米子市だが、THANH さんは仙台市外の宿舎から二時間かかる気仙沼の工事現場で土木作業員として働かされ、雨の日は無給となっていた。愛労連は直ちに入管に連絡し、25日に出頭させた(※1)

名古屋入管での調査で日本での提出書類には母国での職歴、職種と違う内容が日本語のみで書かれていた。職歴はエアコン工場ではなく建設会社で鉄筋施工3年半となっていた。就業場所も雇用契約書の鳥取県ではなく受託現場とされていることがわかった。受入機関名も「びんご真心協同組合」と聞いていたが、提出書類では WILL UNION となっていた。これはその後送り出し機関からベトナム政府に送られた「失踪通知書」で職種、受入機関の書類偽造が明らかになった。(※2)

さらに実習生の陳述書から実際に現地での面接から入国手続き、講習、実習先での監理を行っていたのは受入機関の WILL UNION ではなく、福山市内の株式会社「教文」であることがわかった。「教文」は同社内にいくつもの受入機関とベトナムの送り出し機関をおき、この他にも(元)役員による受入機関を複数つくっており、これが今回の文書偽造を可能にしていた。(※3)

しかし、その後も入管からの連絡がないまま在留資格の8月20日が迫ったため、名古屋入管からの指導で書類上の受入機関である WILL UNION から本人を8月18日広島入管に出頭させた。(※4)

そこでのビザは帰国準備のための短期滞在ビザであったため愛労連は8月24日に広島入管に対し「教文」の虚偽届けを告発し(※5)、THANH さんの在留資格更新を要請した。(※6)

しかしその後も失踪の原因となった「教文」の不正についての調査は行われなかった。そのため愛労連は9月11日の実習生新法レクで国会議員に同席してもらいこの問題について説明を求めました。その時の法務省の回答は「確認ができれば技能実習中断の正当な理由となる。その場合には1号の機関延長か、再度1年目から実習とする事ができる」というものであった。(※7)

ところが9月20日のビザ期限切れを前に広島入管に問い合わせたところ本省の長尾補佐が「調査中であっても実習期間の中断や延長は認めない」

のでビザの延長はしないというため更新ができなかった。そのため9月16日に再度法務省に電話して再延長を認めさせた。(※8)

この間に愛労連は受入企業である鳥取県米子市の西川工業に不払い賃金を請求した。これは米子労働基準監督署の協力で支払いをさせることができた。(※9)

また、福山市では現地の福山地区労に協力いただき「教文」の実態調査を進めた。THANHさんは「教文」本社ビルにある寮で1ヶ月間の講習をうけ、「土江」と名乗る男性に西川工業へつれていかれたという。気仙沼から西川工業に電話したときも対応は「土江」氏だった。しかし広島入管からは「土江氏はびんご真心協同組合の職員ではない。何者か？」とのことだった。

ちょうどその時に、「びんご真心」の賃金不払い事件の相談が愛労連に持ち込まれた。そこでわかったのは、「教文」は社員でも受入組合の職員でもないブローカーに報奨金を渡して外国人を集めていることであった。土江氏もこれと同じで、元々別の受入機関で西川工業を担当していたが、不正によりできなくなったため、これを「教文」に持ち込みWILL UNIONを書類上の受け入れ機関とし、実際は土江氏が監理していた。不払い賃金は教文の牟田社長が払うことで解決したと連絡があった。(※10)

調査の結果、「教文」は社内にくつもの受入機関をもち、また社外にも「教文」の元役員が参与などになっている受入機関があることがわかった。昨年9月にはこのうち櫻花協同組合の役員3名が逮捕されている。

また、ベトナムの送り出し機関TRACODIの広島支部も「教文」内にあった。「教文」ホームページ(当時)には関連団体として「日本人が代表の送り出し機関」としてTRACODIがあり、「教文」の牟田社長が実習生の面接をしている写真も掲載されていた。「教文」は受入機関と送り出し機関の両方を支配することで虚偽書類を可能にしていた。これは各機関の登記簿を調べることで確認した。(※11)

法務省が2016年2月26日に発表した「平成27年の『不正行為』」によれば遅くとも2015年末までにこの告発にそった内容で受入機関及び監査代行企業不正処分を受けている。法務省は実名を公表していないが愛労連の調査で「びんご真心協同組合」「WILL UNION」が受入停止を受けていることと処分された「監査代行企業」は土江正信氏が代表取締役の「(株)シビックス」であることはわかっている。名古屋入管も受入停止になっていることは確認している。これによりTHANHさんの失踪には正当な理由があることは明らかになっている。

②人権侵害の事実

当該実習生について、2015年9月11日の実習生新法レクの席上で丸山入国在留課長から「裏の(実際の)派遣会社への調査については任意のため時間がかかるが調査は行う」としたうえで在留資格については職種・経歴の偽装、実習先の変更について書面での交付がないことを本人からも聞いた上で確認ができれば「技能実習中断の正当な理由となる」「その場合には1号の期間延長か、再度1年目から実習とする事ができる。」と答弁した。

本来は受入機関である WILL UNION が行うべきところだが、入管は「8月で WILL UNION との関係はなくなった」という。そのため愛労連が新たな受入機関の確保に奔走した。昨年10月には新たな受入機関を確保しベトナムに行って送り出し機関との手続に入ったが、教文からの妨害で送り出し機関が態度を撤回した。入管が「教文」を押さえていないことがわかる。やっと年明けに新たな実習先を確保し名古屋入管で申請受付中の手続きをとることができた。今年2月1日には書類を全てそろえて提出し許可を待つところとなった。

通常審査であれば2週間もあれば許可されるものが「本省の許可待ち」との理由で許可がでなかった。愛労連からの問い合わせに対し、長尾補佐官は「いずれにしましても、他の案件と同様に所定の審査の上で処分するというほかありません。特例期間(元々の在留期間の満了から2月)内には結果を出すこととなります」とメールで回答してきた。(2月16日 23:33)

その後、3月7日にも THANH さんは入管によばれ再度失踪後の生活について聞かれた。ところが特例期間の満了となる3月16日、法務省は「さらに審査期間を延長する」と言ってきた。その理由は「昨年1月に失踪してから6月に出頭するまでの行動をさらに調査する必要がある」とのことである。

法務省在留課の長尾補佐は当初から不法就労していたと決めつけ「失踪したものは帰国させる。書類偽造は母国で民事裁判をおこせばいい」と言っていた。これでは失踪の「正当な理由」すら明らかにすることができない。不正にあった実習生は出頭もできず逃げ続けるしかなくなる。

すでに出頭してから9月間もたっており、この間は友人達の支援や米子労基署の協力で不払い賃金を取り戻すなどしてきたがそれにも限界がある。今回の引き延ばしは強制帰国の理由を作るためとしかいいようがない。

技能実習制度は米国からたびたび「人権侵害」を指摘されてきたが、法務省の対応は外国人実習生の人権を著しく侵害するものであり、貴職に対し救済を申し立てるものである。